

様式第 1 号（第 3 条及び第 5 条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

深谷市長 宛て

住所
申請者 氏名 印
電話番号 ()

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を申請します。

また、要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付が決定したときは、下記のとおり補助金を請求します。

なお、補助金の交付を受けるにあたって、次のことに同意し、及び誓約します。

1. 申請内容確認のために必要があるときは、住民基本台帳等について、深谷市が関係部署に調査を行うことに同意します。
2. 補助事業の設置に関する紛争が生じたときは、当事者間にて解決することを誓約します。

記

1 申請及び請求内容（表中の額は上限額）

補助事業	○印	市内事業者加算			
		該当する設備ごとに、設置・電気どちらかに○印（電気は一つまで）			
a. 太陽光発電システム	5 万円	設置	1 万円	電気	1 万円
b. エネファーム	5 万円	設置	1 万円	電気	
c. 太陽熱利用システム（自然循環型）	3 万円	設置	1 万円	電気	
d. 太陽熱利用システム（強制循環型）	3 万円	設置	1 万円	電気	
e. 地中熱利用システム	6 万円	設置	1 万円	電気	
f. 定置用リチウムイオン蓄電池	6 万円	設置	1 万円	電気	
g. V 2 H	6 万円	設置	1 万円	電気	
h. 電気自動車等	6 万円	設置	1 万円	電気	

補助金申請額（請求額）	円
-------------	---

【所有者の同意】（申請者自らが住宅の所有者でない場合）

申請者が、私の所有する上記住宅に、申請内容のとおり住宅用省エネ設備を設置したことについて、同意します。

所有者氏名(自署) 印

2 事業に要した経費(補助対象経費)及び利用した市内事業者についての確認事項

補助事業	補助対象経費	市内事業者を利用したことによる加算を受ける場合のみ記入	
		利用した市内事業者名	事業者所在地
a.	円		深谷市
b.	円		深谷市
c.	円		深谷市
d.	円		深谷市
e.	円		深谷市
f.	円		深谷市
g.	円		深谷市
h.	円		深谷市

(事業者所在地の項目には、法人にあっては本社又は本店、個人事業者にあっては事業所の所在地を記載)

3 振込口座 ※振込先を確認するため、預金通帳を御持参ください。

金融機関名		支店名	
預金種別		フリガナ	
口座番号		口座名義	

添付書類 ※(3)、(4)は市内事業者を利用したことによる加算を受ける場合のみ

- (1)補助事業を実施したことが確認できる住宅全体及び実施状態が分かる写真
- (2)補助事業に係る領収書の写し(領収書が発行されない場合は、契約の相手方が作成する支払額証明書をもって領収書に代えることができる。)
- (3)市内事業者が設置したこと又は市内事業者から電気の供給を受けていることがわかる書類(契約書の写し、会社概要の案内や登記事項証明書など)
- (4)市内事業者から電気の供給を受けている場合、市が当該事業者へその契約状況を確認することへの同意書
- (5)次のアからカまでに掲げる補助事業の区分に応じ、当該アからカまでに定めるもの
 - ア 太陽光発電システム
 - (ア)電力会社との電力受給契約を締結したことを証する書類
 - (イ)設計図面の写し
 - (ウ)補助金の交付を受けようとする年度より前の年度に電力受給契約を締結している場合は当該年度に電力受給契約に基づく電力購入が開始されたことを証する書類の写し
 - イ エネファーム
 - (ア)型式及び定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - ウ 太陽熱利用システム(自然循環型及び強制循環型)
 - (ア)型式及び一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - エ 地中熱利用システム
 - (ア)型式及び性能等の設備の様子が確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - (ウ)施工図面(掘削孔の深度、設備の設置位置等が確認できるもの)
 - オ 定置用リチウムイオン蓄電池
 - (ア)型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - カ V2H
 - (ア)型式及び給電できることが確認できる書類
 - (イ)設置が完了したことを証する書類
 - キ 電気自動車等
 - (ア)自動車検査証の写し
 - (イ)V2Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類
 - (ウ)V2Hの保証書の写し(同時申請の場合は不要)
 - (エ)電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には、購入に係る契約を確認することができる書類
 - (オ)輸入自動車である場合には、新車であることが確認できる書類
- (6)住宅の所在が分かる案内図
- (7)市税に滞納がないことの証明書(申請前1か月以内に作成されたものとする。)(補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その全ての者の市税に滞納がないことの証明書)
- (8)その他市長が必要と認める書類